

2021年11月30日

大阪広域環境施設組合
事務局長 蓑田 哲生 様

大阪市職員労働組合環境局支部
支部長 橋本 慎吾

2022年度業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する申し入れ

廃棄物行政におけるごみ焼却処分事業の円滑な推進や市民サービスを担保する観点から、行政業務に見合う執行体制の確立は必須であり、業務執行体制の変更は、勤務労働条件に大きくかかわるものであると認識している。

こうしたことから、「仕事と人」の慎重な関係整理にもとづき行われるべきでそれに見合った要員配置が必要である。また、それらは、職員の勤務労働条件に大きく影響することから、以下の点について申し入れを行うとともに、大阪広域環境施設組合において適法に管理し、又は決定することができるものについて、交渉事項として誠意を持って対応するよう申し入れる。

記

1. 2022年度事務事業の執行体制について、職員の勤務労働条件を確保するために必要な要員を配置すること。また、執行体制の改編などを行う場合については、「仕事と人」の関係整理の内容について検証するに足る情報を提供すること。
2. 職員の勤務労働条件に変更が生じる場合は協議を行うとともに、勤務労働条件に直接的に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改変などを決定した場合については、早期に適切な方法で情報提供を行うこと。また、「事業の統合」「委託化」などといった課題は、組合員の勤務労働条件に大きく影響を及ぼすことから、十分な交渉・協議を行うこと。
3. 労使合意を行った超過勤務時間数の上限設定や、年次休暇取得の促進が、職員の負担とならないよう「仕事と人」の関係整理のうえで、適正な要員配置を含む実効ある取り組みを行うこと。
4. 法令などにより要員の基準が定められている職場に対し、基準配置はもちろんのこと、すべての労働条件が維持できる適正な要員を確保すること。
5. 育児休業等により欠員が生じた場合や、新たな業務等が生じた場合は、任期付職員制度をふまえて誠意をもって対応すること。

また、本日時点における休業者数とともに2021年度末の退職予定者数を明らかにされたい。

以上